

327
436

神社に関する見解の一般
茅一輯



始

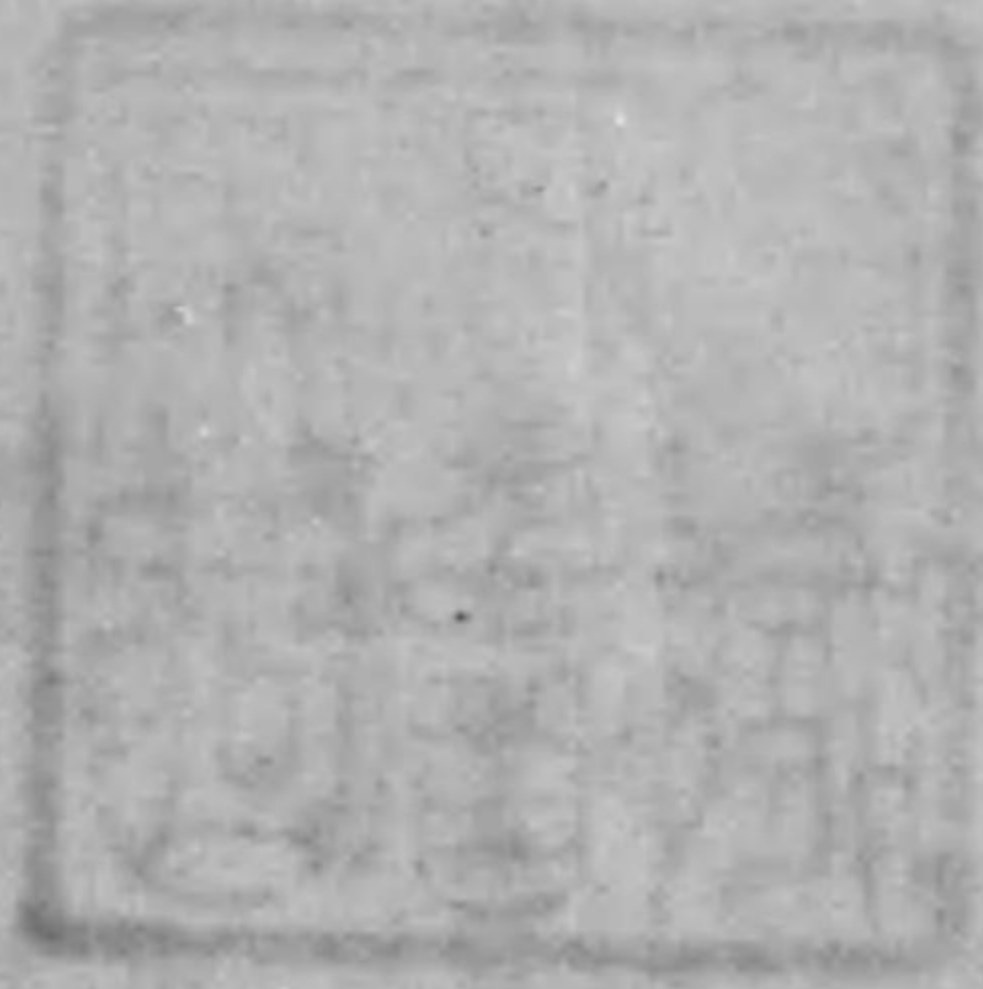


324
435

神社に関する見解の一般

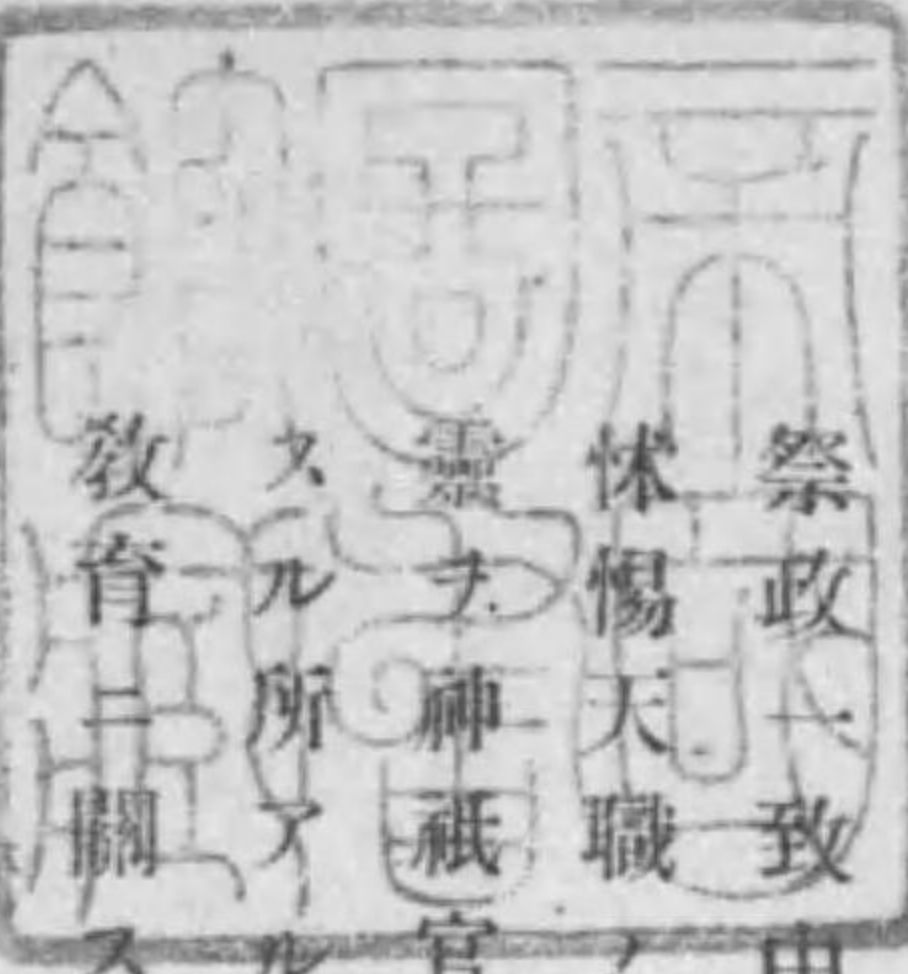
第壹輯

古屋春海輯



明治天皇詔書 明治三年正月三日

神靈鎮祭ノ詔書



朕恭シク惟ミルニ大祖業ヲ創メ神明ヲ崇敬シ蒼生ヲ愛撫ス
祭政ニ致由來スル所遠シ朕寡弱ヲ以テ夙ニ聖緒ヲ承ク日夜
怵惕天職ヲ或ハ虧ケンヲ懼ル乃チ天神地祇八神暨ヒ列皇神
靈ヲ神祇官ニ鎮祭シ以テ孝敬ヲ申ス庶クハ億兆ヲシテ矜式
スル所アルニ幾カラシム

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコ
ト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世
々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源
亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋
友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ

大正
4. 3. 18
内交

以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ
常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以
テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ
臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラ
ン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵
守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラ
ス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶
幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

明治天皇御製

わの國をみれば
あはれなるを
みれば
あはれなるを
みれば

古屋春海謹書

敬

神

愛國

吉敷郡長 原 西女二

現行神社法規逐條講義ノ内

内務屬楯杜吉次氏（現今神社局第二課長）述

謹んで推るに我國は皇祖始めて基を開き神裔長く統を傳へ給ふ故に古より我國を稱して神國といふ
洵に偶然にあらざるなり是を以て祭祀の禮奉齋の典太古より確定して朝政の第一要義たること古今
變する所あらざりき現今に至りても尙且之を更へ給はざるのみならず益其要義を發揮し給はむとせ
らるゝなり誠に祭祀奉齋の禮典が國家施政の要素たりし所以に就き之を述べんに上古は全く祭政一
致にして政治の要は神祇を奉齋するにありしなり其祭と政とは國語共に同一語たるを以て知るべし
神代の昔に在ては伊弉諾伊弉冉二柱の神天神の命を奉じて此の國土を修理固成し給ふ是れ祭と政と
の起りなりと謂ふべく皇祖天照大神の時既に新嘗祭の起因するあり皇孫降臨の後大嘗の祭を修めら
れ高皇產靈尊は天津神籠天津磐境を起して皇孫の爲に奉齋し天兒屋命天太玉命に勅し天津神籠を持
して葦原中國に降りて皇孫の爲に奉齋すべしと宣り給ふ是れ我國家祭祀を以て施政の第一要義とな
す所以實に此に基因せり爾來歷代崇奉肅敬墮すことなし神武天皇の中つ國を平定し給ふや靈時を鳥
見山に立て皇祖天神を祭り以て大孝を申べ給ふ崇神天皇の國家の寧靜を欲し給ふや先づ神祇を奉齋



し神教に隨ひ以て國家の寧謐を致されたるのみならず韓國迄に皇威を宣布し給ひ神功皇后の熊襲を討ち新羅を征し給ふや亦一に神教に隨て國運を發展し給ひたり故を以て大化の改新に當り羣卿百僚に其意見を徵せらるるや蘇我石川麿は先以祭鎮神祇然後議政事と奏上せり大化の改新は唐制に模倣せらるゝ所多きも建國の基礎たる皇祖皇宗の洪謨たる祭祀の禮典は毫も變せらるゝことなく大寶令を制定せらるゝに至りても神祇官を以て百官の上に置き以て國體を明にせられたり順德天皇の禁祕御抄には「凡禁中作法先神事後他事」と明記し給ひ明治の今日は新年の政治に先づ昨年中神宮無異の由を奏上し次に各廳の政務を奏上すること恒例にして其祭祀を以て政治の基と爲し給ふことは毫も變る所なきなり

抑建國以來歷朝祭祀を重し給ふこと此如き所以のものは何ぞや夫れ吾人同胞は吾 陛下の臣民にして神裔なり神祇は皇室の御祖先にして亦吾人臣民の祖先に坐しますなり故に祭祀は報本反始の誠を致す所以の道祖先の遺訓遺業を紹述する所以の則にして臣民道義の大本忠君愛國の至情孝敬友愛の美德皆これより起るなり即ち皇室を中心として國民は一齊に其心力を中心に集注して我が國家を擁護する所以の道實に祭祀に依て存するなり是れ即祭祀は建國の基礎皇祖皇宗の洪謨なりと謂ふ所以なり豈尊重せざるべけんや而して此の如き國家に重要な祭祀の禮典は何れの所に於て行ふかとい

ふに則ち上は宮中の御三殿伊勢神宮及び官國幣社より下府縣鄉村社に至る神社に於て其作法の行事を修め以て報本反始の實を擧ぐるなり是を以て歷代神社を崇敬し給ひ政治上其所管を特別に爲されざるはなし上代に於ては崇神天皇の御宇天社國社神地神戸を定められ大寶令には神祇官を諸官の上に置き以て大小神社を管理せしめられ其祈年、新嘗、月次等の祭祀に案上案下の幣帛を供進して莊鄭に敬虔の誠を致し以て祭祀の大典を明にせられたり後神名帳の成るあり延喜式に至て神社の制度完備せるを觀る皇綱紐を解くに及んで祭祀の典漸く頽れたりと雖も尙神宮及び二十二社等に奉幣等の絶えざること縷の如くなりしが應仁以後全く廢絶するに至れり元和偃武の後祀典漸く復興せむとせられたるありしかも未だ全く復興するには至らざりしなり明治維新の後朝廷主として神祇官を復興し次で神祇省教部省となり今や神社の行政は内務省の一局なる神社局に於て管理せらるゝと雖も其祀典の復興神社の整理に至ては蓋尤も能く周到盡し給はざるは否し是に於て乎朝廷の祀典は往昔の盛儀に復せられ神社の尊嚴は昔日に超ゆるに至れり况んや目下當局者は神社に依りて地方教化の中心となし以て益其尊嚴を發揮し神徳の照鑒を明にせむとせらるゝは寔に千歳一遇の美事國家の爲め慶賀せざる可からず此時に當り神職たる者宜しく祀典の據て來る所を明にし神社の尊嚴をして愈昌盛ならしむべきことを勉め神徳を宣布する道を考へ國家が神社に對する意思を明にし以て奉仕の

道を完くせんことを要す

評説

吾國は皇祖皇宗の肇め給へる國にして上古は全く祭政一致なり神道は我國固有の道德の根底にして神祇は吾人の祖先が須臾も崇敬を怠らざりし所の者なり我國は上古に於て斯の神道神祇によりて立國の大精神を確定したるなり穂積博士は其の著愛國心第四編に 天子は天祖の位を受け天祖の國を統治す其の國の大政を經理するは天祖に奉事する所以なり故に祭政岐せず國事は神事なりと云れたるは簡にして適切なる説明なりと云ふべし謹んで考るに天皇は我國の古言にスメラミコトと稱し奉るスメラは統ぶるなり天下を統御し給ふ義なりミコトは御言にて尊稱なり至尊の天下を知食す夙夜宸襟を國事に惱ませ給ふは皇祖皇宗の大御心を安んじ其の聖慮に違はざらんことを思食さるゝに在り而して祖先崇拜の誠意の形の上に顯れたるものは實に祭祀なりとす是れ祭祀は政治の根本にして國家に於て之より重且大なるはなき所以なりとす

帝國憲政と道義の内

大津淳一郎著

神宮及神社と道義

帝國の道義をして益々興隆せしめんとせば現時の教育制度を革新し精神涵養の學科を増進せしめざるべからず然れども教育制度の外に於ても亦適宜の方法を講じ精神涵養の目的を達し帝國の道義をして帝國臣民の腦裡に注入せしめざるべからず是れ吾人臣民たるものが祖先の遺志を繼ぎ今上天皇の大詔に奉答する所以にして片時も懈るべからざるの義務なり而して教育制度の外に於て精神涵養の目的を達せんとするは頗る至難の問題なり

然れども帝國の道義を以て帝國臣民の精神を涵養する方法は古來より業に既に最も尊嚴に最も完全に備はりたるものあり即ち皇祖皇宗の悠遠なる鴻謨にして後世子孫をして帝國を無窮に擁護せしめむことを期せられたる道即ち是あり其道とは何ぞや神社是れなり神社に奉仕する所の神道家是れなり故に吾人は常に神道家に向て滿腔の同情を表し神道の隆盛ならむことを希望したりと帝國の神道は皇祖皇宗の遺訓にして皇祖皇宗は天神なり故に之れを神道と云ふ神道なるものは吾人の所謂の道義なり神道家は曰く「明治二十三年十月二十日に下し給ふ所の今上天皇の大詔は神道の勅語なり」と蓋し亦た其故なきにあらざるなり元來皇祖皇宗たる天神に於て肇造せられたるもの故に帝國を神州と云ふ神州たる帝國は神孫の皇位を繼承せらるゝ所なり故に祖宗の遺訓たる帝國の道義を神道と云ふに於て神道家なるものあるは當然なりと謂ふべし

神武天皇の皇祖大神を鳥見山に祭り天種子命天富命をして祭祀を司りて朝政を輔けしめたるものは皇祖の遺訓を奉戴し之を萬世無窮に傳へんとするの勲慮に外ならざるを知る崇神天皇の天照皇太神を大和の笠縫邑に祭り神器を奉安したるもの又皇祖皇宗の遺訓を奉戴して之れを萬世無窮に傳へんとするの勲慮に外ならざるを知る帝國の政治を施すや先づ祭事に始まる毎年一月四日宮中に於て政治始の式を行ふ畏くも今上天皇正殿に臨御し給ふや總理大臣進て神宮の事を奏す是帝國古來の典例にして今日に於ても猶之を變更せらるゝことなし故に帝國は祭政一致なり亦以て國體の宏遠なる鴻謨の悠久を知るべし帝國の奉祭する所の神は皇祖皇宗を起原とし府縣に散在する官幣社たり國幣社たるもの皆是れ歷代天皇の中に置かせられ祖宗の遺訓を紹述し威徳赫々たる天皇を奉祭せられたるにあらずむば遺訓を嚴守遵奉して遺憾なく道義の模範を無窮に垂るゝ所の功臣を奉祭せしにあらざるはあきなり特に官國幣社のみならず府縣社郷社町村社に至るまで又此の趣旨に則り奉祭せられたるものなり是を以て神宮の祭主を始めとし官國幣社の官司禰宜主典に至るまで官制を定め職を立て大權に於て任命せられざるはなし神宮は申すに及ばず官國幣社の一切の經費は國庫之を支辨せり且つ其祭祀に方りても畏くも勅使又は奉幣使を遣はされ神饌を供へ幣帛を捧げらる亦以て皇室及國家が之に對する崇敬の如何に厚き乎を知るべきなり府縣社郷社町村社を奉祭する時は府縣郡

市町村の行政に於て之れが祭事に關する又官國幣社に異ならざるなり是れ皆皇祖皇宗の遺訓に基くものにして國體の宏遠なる鴻謨の悠久なる道義を表彰するの尊嚴あるを知るべきなり帝國の神宮神社なるものは由來する所は帝國肇造の時にあり帝國の國體は神宮神社より起れり神宮神社は國體と共に終始すべきは論を俟たず故に歴代の天皇皆神宮神社を崇敬せられざるはなく天下大事變あるや必ず先づ社宮神社に奉幣し以て神祐を祈るを典例とす推古天皇の神祇を祭祀するの詔に曰く

朕之を聞く曩者我皇祖天神等世に宰するや闕天跡地教く神祇を禮し周く山川に祠り乾坤に幽通す是を以て陰陽開け和らき造化共に調ふ今朕の世に當り神祇を祭祀す豈怠りあらんや故に群臣爲めに力を竭し宜しく神祇を拜すべし

中世佛教の輸入し檀家信徒の國中に蔓延し熾盛を極めしより帝國の國體たる道義は日月の如く光明を無窮に放つべきものたるに拘らず妖雲毒霧の侵す所となり暫らく暗中に没せられしが如き狀を呈し國體爲に危殆に瀕することあるに至れり政權も亦國體の擁護を怠り徳川氏の政權を掌握するの時代に至りては益々其甚しきを加へ絶對的尊嚴を保つべき神宮神社に關する政務を擧げて佛教に關する政務と混同し寺社奉行をして之を取扱はしむるに至れり今上天皇維新の業を興させ給ふに方り神

八
祇の官省を復興し絶えたるを繼ぎ瘳れたるを興し明治三年正月三日神靈鎮祭の詔を發せられたり其詔に曰く

朕恭しく惟みれば大祖業を創め神明を崇敬し蒼生を愛撫す祭政一致由來する所遠し朕寡弱を以て夙に聖緒を承く日夜怵惕天職の或は虧けんを懼る乃ち天神地祇八神暨び列皇神靈を神祇官に鎮祭し以て孝敬を申す庶くは億兆をして矜式する所あるに幾からん

帝國臣民たるもの誰か聖旨の優渥なるに感泣せざらんや(下略)

本文の評説

前内務次官 法學博士 水野鍊太郎氏

神社の制たる我國特殊の美制にして絶えて外國に其比を見ざる所而して其の我國體と歴史との關係を有するの深き敬神なる觀念は直に愛國尊皇の志想と牽聯して夙に我國民性の一特色を成せり敬神の志想を發揮するは輒ち愛國尊皇の精神を涵養する所以にして其の我國民の精神上に至大の影響を有するや言を俟たず此故に國民崇敬の中心として道義の基礎を此に置き以て益々我國民性の特色を發揮するに勉むるは特に今日の時勢に觀て其必要の切なるを感せずんばあらず

敬神の志想を鼓吹するを以て夙に其任とせる本書の著者が神宮及神社と道義との關係を叙述し「帝國の神道は皇祖皇宗の遺訓にして皇祖皇宗は天神なり故に之を神道と云ふ神道なるものは吾人の所謂道義なり」と論定せられたるは是れ實に余の意を得たるものなり(下略)

や い ち 氏

神社の崇敬すべきはいふまでも無し本居宣長の考に今の神社の質素なるを見て神事を儉約にするをよしとかもふは大なる誤なり古の崇敬の程度よりいはゞ必ず民家よりも幾層倍立派なりしものならんといへるは聽くべき言なり高天原に千木高ちり底つ岩根に宮柱太敷さ立つるといふ宮殿は尋常一様の民家と同じかるべきものに非ず皇居と同じ程度のものたりしなるべし神も上も「カミ」なりカミのみあらかはすべてミヤなり

神佛の混淆

(内務屬宮尾稻村兩氏共著神社行政法講義ノ内)

我國は古より神國と稱し敬神尊皇を以て國體の眞髓となすが故に國民が固有なる敬神の觀念は牢として抜くべからざるものなり然るに上古佛教傳來の後ち佛教は漸く我國風に融和し大に世の信仰を受くるに及びては固有の神道は漸次世に忘却せらるゝに至れり特に中古奈良朝に至りては佛教獨

り社會の勢力を占め上下擧て僧侶の支配に歸しければ佛者は廣く且つ深く其教を國民に傳播せん手段として佛教と神祇の事に牽引し以て我國固有の敬神の觀念に合し國民を佛教に誘導せんと欲し盛んに本地垂跡の説を唱へ神佛は元と同體なり我國の神祇は皆佛の化身にして神の本地は佛あり佛は衆生を濟度せんが爲め神となりて我國に跡を垂れたるものなれば印度は神祇の本地にして我國は垂跡の地なり故に神は即ち佛にして佛は即ち神ありと神佛同體の説を立て、天照大神は本地阿彌陀佛の垂跡八幡大神は觀世音の垂跡なりと云ひ終に神佛習合即ち兩部神道の基を開きて深く民情に沁入せしかば平安朝より以降神佛習合の漸く盛に行はるに隨ひ吾が固有の神道は全く佛教と相混同して茲に所謂神佛混淆の状態をなすに至れり其結果として神に附するに佛陀に亞ぐ菩薩號を以てし又は佛の權に此世に現はるゝ意義を以て權現號を之に附して八幡大菩薩日吉大權現等と云ひ或は素盞鳴尊を牛頭天王に配するが如く神を以て佛の守護者と附會して天王號を附するものあるに至れるが終には神社は悉く佛者の支配する所となり何れの神社にも社僧を置き神宮寺又は別當寺を設けて専ら神社の事に關はりしかば神社の實務は佛者の手に移りて神職は唯だ祭の外に關はらざるに至り勢ひ神前社頭の装置は佛臭を加味し或は佛像を社頭に懸け或は鰐口梵鐘等各種の佛具類を用ひ神饌に法味を捧げて魚味を供進せず甚しきに至りては佛像を以て神體となすものあり加之ならず神社固有の

建築の上にも影響を及ぼして彼の伽藍造權現造等の如く寺院建築を加味するに至れり神佛の混淆は永く繼續して明治維新前に及びたれば我國家と密接の關係を有する神社は全く其本來の性質を没却せられて徒らに宗教的の設備と認められ一般に神社を崇敬するものをして宗教的觀念を懐かしめ終に神社は宗教と全く相混同するの狀態をなすに至れりされど此の如きは嘗に神社と佛教とを混亂するの患あるのみならず實に我國體の精華たる敬神の美風を没却するものなるが故に明治維新の際各般の制度を改革せらるゝと共に元年三月太政官達を以て神佛の混淆を廢止し佛號を以て神號に稱し又は佛像を以て神體となし或は神社に佛具類を存置することを禁止して神社と佛教とを判別せらるゝに至れり

評説

欽明天皇の御代に佛教始て渡來し歲月を経るに隨ひて尊信するもの漸く多くなりたれど神祇を崇敬することは建國以來の風俗にして牢として抜くべからざるものあり之がために茲に神佛の調和を計畫するもの起れり元正天皇の御代には既に氣比大神のために神宮寺を造るものあり其の後最澄空海の輩出で、本地垂跡の説普く世に行はるゝに至り神社に於て祈禱するにも僧侶をして讀經せしむるあり神職の外に別に社僧を置きて奉仕せしめ後ち終に佛神の文字

を國史上に見るに至りては冠履顛倒せるものと云ふべし

内務次官法學博士水野鍊太郎氏演説の一節

神社は我國體の精華である此神社制度は海外諸國に設け無く獨り我國の特有である故に將來神社と我國體との關係及び國民道德養成の基礎として大に研究せねばならぬ最近の狀況に察するに官民共に敬神の念を高めつゝありて大に意を強ふするに至りしも尙益々斯道を研究し以て國民道德の隆盛擁護に努めねばならぬ此研究を爲すには申す迄もなく二様の方面から研究をするのである

一は精神的方面一は物質的精神の方面(中略)此二点に注意を怠らす以て國體の精華を完全にし神社制度に關陷なからしめて國民思想の健全を圖らねばならぬ云云

内務省井上神社局長談話要旨ノ内

一、神社ハ國本ノ制度

神社カ國本ニ關スル制度ナルハ是マテ屢々説明セル所ナリ即チ神社ノ盛衰ハ國家ノ根本ニ係ル詳シク言ヘハ神社ノ事タル第一ニハ恐レ多クモ皇室ト深キ由緒ヲ有シ第二ニハ國體ニ基キテ建ツ所ノ制

度ナルコトヲ謂フ歴代ノ内閣カ常ニ之レヲ重視セル所以モ亦實ニ茲ニ在リ此ク大切ノ事柄ナルモ經濟ノ許サナルニ依リ經營待遇等制度ノ内容未タ十分ニ充實セサルモノアルハ太々遺憾トスル所ナリ然レトモ事物ノ進歩ハ一人ノ努力ニ由ル依テ各位ハ神社制度カ皇室及國體ニ關スルコトノ重大ナルヲ自覺シ益々修養ヲ積ミ恪勤精勵延テ一般ノ向上ヲ促スニ至ランコトヲ望ム

一、皇室ノ大御心

神社カ畏クモ皇室ニ對シ奉リ深キ由緒ヲ有スルコトハ今回祭祀令ノ制定ニ依リ更ニ一層ノ明瞭ヲ致セリ申スマテモナク上皇室ニ於カセラレテ祈年新嘗例祭ノ三大祭ニ當リ各地百七十餘ノ多キ官國幣社ニ對シ幣帛ヲ捧ケラレ國民ノ爲メ御祈願アラセラル、ノ儀アルハ洵ニ萬國其比ヲ見サル所是レ我邦特有ノ重典ニシテ全ク下萬民ヲ愛シ給フノ厚キ大御心ヨリ出テタルナリ今回制定セラレタル幣帛供進使奏上ノ祝詞ニ於テハ天皇賀大命持知氏トアリテ皇室ノ思召ニ依ルノ意義ヲ明ラカニセリ地方神社ニ在リテモ皇室ノ御先祖又ハ皇室ノ爲メニ功績アリシ偉人ヲ祭レルハ申スマデモナシ又今回三大祭ヲ通シテ官國幣社ト均シク供進使參向シ公費ヲ以テ幣帛ヲ捧クルコト、ナレリ此ノ外尙祀元節祭天長節祭新ニ定メテ津々浦々ニ至ルマテ皇運ノ隆昌ヲ祈請スルコト、ナレリ是等ハ全ク皇室ト神社祭祀トノ關係密接ナルヲ表セサルハナシ去レハ教育家及一般當局者ハ勿論地方ノ有志者ハ各人

ニ對シ此ノ旨ヲ周知徹底セシムルニ勉メラレシコトヲ望ム新年新嘗ノ祭祀ニ當リ供フルニ地方優良ノ農産物ヲ以テシ之ニ依テ獎勵ノ意ヲ寓シ或ハ農業指導者カ一般農民ニ對シ之ニ關スル講話ヲ爲スカ如キ亦一良法タラン各位宜シク其意ヲ體シ一般ニ周知セシムルノ措置ニ出テラレシコトヲ望ム

官報

祭祀令改正祭式に關する注意事項

内務省當局に於て祭祀令改正祭式に關し左の如く通達せられたり

- 一 今回祭祀令ノ發布ニ伴ヒ從來ノ祭式ヲ改正シテ祭式ノ區分ヲ明カニシ祭式ノ次第ヲ詳ニセリ隨テ重要ナル祭祀ヲ増スト共ニ又祭式ノ鄭重ヲモ加ヘタリ去レハ神職ハ自ラ能ク祭祀ノ由來ヲ究メ祭式ノ次第ヲ心得可キハ勿論氏子ヲ始メ一般國民ニ之ヲ知悉徹底セシムル様充分工夫ヲ致サ、ルヘカラス
- 一 祭祀ノ要ハ祭式ノ嚴肅ニ須テ神職ノ至誠ニ賴ル隨テ又行事事法ニ習熟スルヲ要ス去レハ自今一層祭式ノ研究ヲ勵ミ行事事法ノ講習ニ勉メ更ニ神職ノ上司ハ其ノ部下ニ行政廳ハ其管下ノ者ニ對シ夫々注意ヲ促シ又ハ施設ニ留意アラムコトヲ望ム

- 一 官國幣社ニ行ハル、祈年新嘗ノ二大祭ハ古來ヨリノ重典ニシテ厚キ思召ヲ以テ特ニ皇室ヨリ幣帛ヲ捧ケラル、ノ恒例ナリ又官幣社ノ例祭ニモ同様ノ儀アレトモ之等ノコトタル尙未タ其ノ趣旨ノ一般ニ徹底シ居ラサルヤノ憾アリ依テ此點ニ付更ニ周知セシムル様一段ノ工夫アリタシ
- 一 從來幣帛供進使ノ祝詞奏上ハ官幣社ノ例祭ニ限ラレタリシカ今回ノ祭式改正ニ依リ官國幣社ノ祈年新嘗例祭ノ三大祭ヲ通シ幣帛供進使祝詞奏上ノ儀ヲ行フコト、セラレタリ又府縣社以下ノ神社ニ在リテハ從來全ク此儀ナカリシモ今回神饌幣帛料ヲ供進セラル、神社ニハ官國幣社ト同様右三大祭ニ當リテ幣帛供進使參向ノ上神職ト共ニ祝詞奏上ノ儀アルコト、ナリタリ依リテ神職ハ素ヨリ參向者ハ勗メテ成規ノ服裝ヲ着用スヘキハ勿論祭式作法ニ練達シ苟モ不體裁ノ事ナク其ノ職司ヲ全ウスルニ勗メンコトヲ望ム
- 一 新定祝詞ノ内容ニ付テハ各祭祀ノ旨意ヲ明瞭ナラシムルニ在ルハ勿論ニシテ而モ其古體ニ取リシハ只ニ文辭ノ雅馴タルニ止ラス特ニ祭式ト共ニ現今ニ傳ヘ來リシ久シキ歴史ニ鑑ムル所アルニ據レリ隨テ又神祇崇敬ノコト其ノ淵源遠クシテ歷朝ノ御崇敬ハ素ヨリ古來上下萬民ノ茲ニ尊崇チ一ニシ以テ皇運ノ隆昌ト國家ノ福祉トヲ致セシ美風ヲ長ク繼承セシメントスルノ趣旨ニ外ナラス仍テ祝詞奏上ニ際シテハ一層ノ注意ヲ加ヘ以テ莊嚴ノ趣ヲ失ハサラムコトヲ要ス

官報

幣帛供進使の服制 從來官國幣社の祈年新嘗例祭等の祭祀竝に府縣郷村社の例祭に際し幣帛供進の爲め参向すべき吏員の服装に一定の制式なかりしが今般左の通り勅令を以て制定せられたり
朕官國幣社以下神社幣帛供進使服制を裁可し茲に之を公布せしむ

御名 御璽

明治四十四年四月廿八日

内閣總理大臣 公 爵 桂 太郎
内務大臣 法學博士 平田 東助

勅令第三百三十號

官國幣社以下神社幣帛供進使服制表

表ハ略ス

官報

地方長官會議の訓示

内務大臣の訓示

敬神ト其施設

我國ノ建國極メテ古クシテ夙ニ神社ヲ尊ヒ崇敬ヲ致スノ美風ヲ成スコト久シ是ヲ以テ祭祀ヲ肅ミ禮奠ヲ修ムルニ就テハ從來固ヨリ意ヲ用ヰル所アリシハ言ヲ俟タスト雖モ今回更ニ中央地方ヲ通シテ神饌幣帛ヲ厚ウスルコト、ナリタルモ亦此精神ヲ實ニスルノ一端タリ近來世人敬神ノ風漸ク厚キヲ加ヘタルニ方リ益々意ヲ神社ノ施設神職ノ養成ニ致サレシコトヲ期セラレマシ

文部大臣ノ訓示

祖先崇敬ノ精神ヲ涵養スルコトハ國民道德ノ根本ヲ扶植スルニ於テ肝要ナリトス故ニ神社ヲ崇敬シ祖先ノ祭祀ヲ重スルガ如キハ教育上最モ意ヲ用ヰサルヘカラス又服忌ノ如キハ我國固有ノ道德思想ニ基クモノニシテ固ヨリ之ヲ重セサルヘカラス故ニ諸學校ニ於テ常ニ茲ニ注意シ一般生徒ヲシテ之ヲ忽ニスルコトナカラシムルハ勿論職員ヲシテ專ラ範ヲ示シテ生徒ヲ薰育シ以テ國民道德ノ涵養ニ努メシムヘキコト

内務大臣ノ指示事項

神社並神職ニ關スル件

一曩ニ官幣社ニ對シ幣帛神饌料ヲ増加セラレ今又國幣社以下府縣鄉村社ニ於テモ等シク此典ヲ見ルニ至レリ是レ益々國家ノ宗祀ヲ尊ヒ敬神ノ思想ヲ厚カラシメンノ意ニ外ナラス各位ニ於テモ宜シク此意ヲ體シ其局ニ當ル者ヲシテ氏子崇敬者ヲ率非愈々祭祀ヲ重シ以テ崇敬ノ實ヲ舉ケシメラレノコトヲ望ム此ノ如ク祭祀禮典ヲ鄭重ニスルト共ニ社殿ヲ修理シ境内ヲ整頓シ力メテ風教ノ保存ヲ計リ一般社務ヲ整ヘ殊ニ神社ト地方團體トノ關係ヲ厚ウシ神社ト教育トノ連絡ヲ密ニスルガ如キハ敬神思想ノ涵養ニ與リテ最力アリトス是等ハ固ヨリ言ヲ俟タサル儀ニシテ各位ニ於テモ亦夙ニ考慮セラル、所ナリト雖今後一層ノ注意ヲ與ヘラレノコトヲ望ム

一神職ノ任用並ニ養成ニ關シテハ從來屢々囑望スル所アリ爾後各位ノ盡力ニヨリテ漸次其歩ヲ進メ次第ニ適當ノ人物ヲ舉ケムトスルノ氣運ニ向ヘルハ寔ニ欣フヘキノ現象ナリトス今最近ノ調査ニ依ルニ本省委託ニ係ル神職養成部ニ於テ教習及講習會ヲ開キシコト前後十回ニシテ之ヲ了シタル人員全國ヲ通シテ六百十四人ニ上リ又地方ニ於テモ漸次神職講習ヲ催セルモノアリ縣郡費ヲ以テ神職養成ノ業ヲ補助セルモノ約十九縣ニ及ヒ進メテ地方神職ノ俸給手當ニ就キ其給與規程ヲ設ケ以テ地位ノ安固ト待遇ノ改善トヲ計レルモノ一府十六縣ニシテ神職ニ對スル教養待遇ノ途兩ツナカラ漸ク其緒ニ就カントスルニ至レリ 凡ソ神職ハ其郷黨里閭ノ間ニ於テ相當ノ德望ト信用ト

ヲ負フモノタラサル可カラサルモノナルニ係ラズ地方ノ範タルニ足ルベキ適應ノ學識素養等尙未タ充分ナラザルモノアルハ洵ニ遺憾ニ堪ヘサル所トス依テ將來其任用ヲ重ニスルト共ニ一般ニ神職ヲ通シテ其人格ノ修養ト學識ノ開發トニ就キ一層考慮セラレノコトヲ望ム

大隈内務大臣訓示要旨中神社に關する件

神社の崇敬は國民道德に至大の關係を有す此の美風を涵養せんには祭祀を鄭重にし神社の施設を完ふし神職の適材を得るに在ることば從來屢々訓示又は指示したる所なり曩に神社に關する法規を統一し近くは又神社祭祀令並祭祀を改定したるもの實に此の趣旨に外ならず各位は此の際に是等法規の整備と相俟つて神社の内容を整へ神職の風紀を嚴肅にし人心をして益々神社を崇敬するに至らしむる様留意せられんことを望む

大隈内相邸神職招待會に於ける訓示

余は行政官として諸君を監督すべき位置に在るも其は單に行政上の事柄のみにして決して精神上に涉るを得ず思ふに近世文明の發達と共に世界到る處の宗教が教育と科學との衝突より起れる矛盾の

爲め一大煩悶を惹起し之が解決に汲々たる際にも拘らず日本の神社か獨り之に超然たる所以は神社か宗教に非ざるが爲めなり日本の神社の本體は日本歴史なり假令其形式に宗教的儀式を交ふるも其本體は皇祖の降臨以來千載不變我歴史の精神と背反せしことなし日本の國體は日本歴史の精髓なり萬世一系の皇室は絶へず上に存し下人民は常に皇室を中心として君臣の義を守る日本の道德の源泉は君臣の大義より導かれ夫婦の愛となり父子の親となり友愛の情となる神社の教旨も之以外に存せず古の支那人も鬼神を畏れて之を祭りたるも是れ實に畏れて祭りたるものにして結局災を避け幸を招かんとする慾求に外ならず日本の神社が神を祭るは皇太神以來歴史の存在に確乎たる神人に對して感謝の情を表はしたるものにして是れ實に大祓の存する所以なり諸君二見ヶ浦に屹然たる神巖は時に激浪怒濤の爲めに掩はる事あるも波去れば又本の如し神社の盛衰も亦斯の如し歴史の變遷と共に時に明暗あるも二見ヶ浦の巖の如く結局萬世不變たるべき者なり諸君の日本國民に對する精神的感化の偉大なるを思へば非常なる發憤を望まざるを得ず云云

赤星神職會總裁の告辭

財團法人山口縣神職會は曩に其定款の規定に基き余を以て總裁に推舉したるにより茲に山口縣神職會總裁として諸氏に見ゆる事を得るは余の竊に光榮とする所なり就任に際し諸士と一堂に會し親し

く意見を交換し素懷を吐露せん事は希望する所なりしも今日尙は未だ其機を得ざるにより聊か蕪言を列ねて諸君に告ぐる所あらんとす

謹みて按ずるに神道は皇國の大本にして神社は國家の宗祀なり皇國の興廢は職として斯道の宣揚せらるゝと否とに由る是の故に先帝陛下維新の大業を興させ給ふや親しく神祇を祭らせ給ひ神祇官を復興し大教を宣布し給ふ爾來星霜推移五十年時に汚隆なきに非ずと雖も斯道盛なるの時最も國威の中外に輝ける時たるは疑を容れず或は片翳の碧空に漂ふなきに非ずと雖斯道の發揚する所妖氛悉く攘除せられて跡を存せず今や内外益々多事大和民族の發奮努力に俟つ所枚擧に遑わらず職に斯道に従事し國民元氣の作興に與かる諸氏の如きは宜しく精力を内に貯へ愈々德望を備へ市町村民に對して寄與する所あり以て外列國に對し國威を發揚するの基を作さるへからず而して之か實行を期するに當りては小異を捨て、大同に就き愈々團體的行動を敏活にし諸氏の本務を行ふに於て遺憾なき事を期せざるへからず余も亦神職會幹部を督勵し定款を遵奉し以て成績を擧ぐるに躊躇する事なかるべし諸氏幸に余の衷心を了解し山口縣神職會所定の事業を遂行せしめ名實共に完きものたらしめんことを懇囑の至に堪へず乃ち茲に就任の辭を述ぶると共に重要事項を列ね諸君の實行を約すと云

爾

事項

三三

一山口縣神職會は神職の自治團體にして前途益々有望あり此時に當り宜しく之れが維持を鞏固にし斯道の發展に努力する所あるべきなり

一神職會事業の一たる私立山口國學院は本年度より中學の組織に改め己に之を實行せり光輝ある歴史を有し且つ進歩の途にある同院の運命は實に諸氏の双肩にあり明治初年以來維持し來りたる名聲を毀損するなく今後力を此に注ぎ愈々改善を計らざるべからず

一前項の事業を敏活ならしめんとすれば評議員會の議決に則り釀出金の期限を過たす速に納付すへし果して聞くが如く多額の未納金ありとせば是れ本會の爲め亦諸氏の爲め余の甚だ取らざる所なり

大正參年九月十六日

山口縣神職會總裁從四位勳三等 赤星典太印

神職並町村長集會 神社祭式並神社に關する法令講習の爲め本月二十七日二十八日の兩日之を開催せり同集會に關し本郡長より神職に對して訓示せられたる事項は一般の參考となるべきに付左

に之を掲載す

原吉敷郡長の訓示

民衆をして淳厚の俗を致さしめ忠君愛國の念を熾烈ならしめんとするもの宜しく敬神思想を振作して祖先崇拜の國風を涵養するより急なるはなし神社は即ち國家の宗祀にして國民崇敬の中心たり故に之に奉仕する神職たるもの常に清廉高潔を旨とし品性の修養を怠る可からざるは勿論奉仕神社境内外の管理を完全にし就中祭祀は最も之を莊嚴にし所謂祭を爲すに親在ますか如くにして一般の敬神思想を作興すべきことに努むるを以て第一の要義とす本郡莫に郡是を發表して神社の隆昌を期し併せて神社中心主義の本領を發揮せんとするは亦之れが爲めなり然るに祭典に當り往々神社に依りて儀式祭典の形式區々に出て齊一ならず甚しきに至りては神職にあらざるものを社殿に昇らしめて獻饌に従事せしめ或は祝詞の奉奏を愆れるものあり其他會計事務の如き殊に之を整善して廉潔を示すべきものなるにも拘はらず動もすれば其の事務整理を等閑に附せるものあるを見聞するは洵に遺憾に堪へざるなり惟ふに畢竟旦暮神前に咫尺し神威に狎馴するが故に些々たる不敬行爲は神慮に悖らすと自から許して敢て意に介せず遂に敬虔の誠心を欠くの結果習ひ性となり式典も粗略に陥り失誤瑕瑾を生ずるに至る誠に戒心すべきことなり夫れ如斯敬虔の態度なく誠意の欠如せるものは假令

三三

外観の粧飾善美を盡すと雖も莊嚴なる祭典と謂ふを得ず祭司者は常に眼前に神靈髣髴として來り享くるの信念を以て誠意誠心莊嚴なる祭典を執行して神威の尊崇を一層に顯彰し延て衆庶をして敬神の思想を深甚ならしむることに努めざるへからず曾て豊榮神社宮司某は祝詞を奏するに當り不明の文字あり讀み難きを以て顧みて之れを他の神官に質したる後之れを奉奏せりと此の如く神靈に對しては一言一行の微と雖苟もせざるは此れ平素神は非禮を享けざるの信念厚きより生したる結果に外ならず洵に神靈に奉仕するものは敬虔至誠の言行は須臾も欠くへからず此の如く謹嚴の言行を以て人事百般の事に及すときは世道を矯め人心を正すことを得べきなり今回諸君を茲に招集せしもの祭式の統一を圖り且つ執務の研究を遂げ社務上瑕瑾なからんことを期するに在り諸君は各其郷閭に在りて神聖なる神靈に奉仕し地方民風の改善に資するの樞軸たり中堅なり宜しく人格を修養し以て民衆に儀表を示めされんことを至囑す尙終りに臨み今後式典上に關しては勿論平素に於ける人事上に關し民衆より指彈を受くる如き汚醜の行爲あることを認知したるときは搜索を遂げ事實あるものは上司に致し相當處分を仰ぐことを躊躇せざるにより萬事失態遺策なきを期すべし

神社の制度

内務省參事官 山田華治 郎氏講演

神社が我國體と最も密接なる關係を有つて居りますことは今更私が改めて申上げるまでもない所てあります我邦は昔より神の國と申して居ります神の國と申すことは神の護りのある國神を敬する國神と人と和を得て居る國と云ふ様な意味でありませう國として人民の無い國はないのでありますけれども併し我國のやうに人民が大きな一家族より成立して家即國といふやうな國は我邦より外に例がありませんね外國のやうに單に共同生活の利害を中心として居る國家に比較しませれば其基礎の強固なる事申すまでもありませんね勿論共同生活と云ふものは利益なことには違ひありませんね單獨で生活するより共同して生活する方が凡ての方面に於て利益であります併し單に共同生活の利害と云ふことのみを眼中に置いて團結して居る處の國家に比して我邦の如く共同生活の利害以上に更に血族的家族的の思想が附加せられて居るといふことは我國家の基礎の非常に強固な所以であつて萬世に亘つて變すべからざる所のものであらうと考へるのであります即ち我大日本帝國の國體の特色は見方に依れば色々と言ひ表はすことが出來ますか國民が大なる一家族より成立し共同の祖先を崇敬して家を重んじ本家を重んずるといふやうな思想に之れを見ることが出來て人として其の家を大切に感じない者はありませんね家を大切に感じるといふことは即ち國を大切に考へるといふ所以となり

ます人として本家を重んじない者はありませぬ本家を重んずる所以は即ち皇室に對して忠誠を致す所以となるのであります斯ういふことが即ち我邦の立國の基礎であり我邦の國柄であります此國柄と神社とは最も密接な關係があるのであります後に段々御話します通り神社に御祭りしてある所の神祇は多くは皇室及氏族の祖先にあらすんは皇室及國家に功績のあつた偉人であります家族を重んじ宗家を重んじ而して日本が世界に於て光輝ある國體を造つて居る國民性が神社に結晶して居るのであります斯ういふことは私が爰て繰返して御話するまでもない日本國民として誰でも知つて居ることであるが併し又神社のことを御話するに付ては順序として申上げなければならぬと考へて御存じのことは知りながら第一に此事を御話した譯であります

斯く神社は我國體と密接の關係を有つて居ると同時に此制度は行政上の制度として見ますれば我邦固有の制度であります(中略)神社の事に付て御話しますのに第一に御注意申上げて置かなければならぬことは神社は宗教でない斯ういふことであります(中略)神社も社會の一つの現象として社會の進歩に連れて神社に對する一般の人の考も變遷して居ります勿論我邦は古來國體上の思想は一貫して居ります併し細かい點に行けば随分時代々に依つて考が違つて居る點もある様に考へます又現在の社會に於きましても神社を參拜する人が總て同じ心で參拜して居るとも申されませぬ

神社に依りましては時に或は宗教的の考を以て參拜する人も無いと斷言することも出来ないかと考へます併し國が見て居る處の神社制度の上に於ける神社は是は宗教でない現行制度尠くも現行の法制の上に於ては神社を以て宗教とは見て居ない斯ういふことは斷言しても間違ひないと考へて居るのでありますそれは色々の點に現れて居るのであります第一神社行政の衝に當つて居る處の機關は太政官から教部省それから内務省に移つて來ました而して内務省に於ては初は社寺局で神社に關する事務を扱つて居つたのでありますそれが明治三十三年に至りまして神社局と宗教局とに分れたのであります社寺局か神社局と宗教局とに分れたのは其主な理由は神社は矢張り宗教でない動もすれば混同し易いから之を扱ふ處の機關も分けた方が宜しい斯ういふ考か主な原因であつたらうと思ひます勿論社寺局と云つて一つの局で扱つて居つても宗教であるものと宗教でないものを扱つて悪いといふことはありませぬ又同じ宗教であつても例へば耶穌教は耶穌教局で扱ひ佛教は佛教局で扱つても構ひませぬ局が違つて居るから宗教でないとか宗教であるとか直ぐ斷定するの證據にはなりませんねけれども初め社寺局で扱つて居つたのを神社局宗教局と分けたといふことは神社と宗教といふものは動もすれば混同されるのである誰が見ても明かに區別があるといふものならば是は一つ局で扱つても宜いてありませうか動もすれば混同され易いものを一つ局で扱ふといふことは猶更

混同を招く所以である神社と宗教とは性質が違ふ是は別にした方が宜しい斯ういふ考て社寺局が神社局と宗教局とに分れたことと思ふのであります其の時宗教といふのは單に佛教ばかりでありませぬから宗教局といふ名に依つて分れました是が先つ一つの徴證となつて居ります

それから次に神官神職は官吏若は官吏待遇者であります國の職員であります神宮司廳の職員は官吏であり高等官判任官等であります官國幣社以下神社の神職は奏任待遇或は判任待遇であつて共に國の職員と見られて居ります神官神職の掌つて居る事務は國務の一部と見て居ります然るに宗教の事を掌つて居る者は之れを國の職員と見ず單に管長に勅任待遇といふことがありますか是は待遇上の意味であつて其掌つて居る仕事は國務であるとは見るのではありませぬ宗教の教師は國の職員と見て居りませぬ又は等職員の任命に付きましても神社の神官神職は國が任命して居りますか宗教の教師といふものは管長が任命する詰り宗教に依りて定められた所の人が任命して居つて國が任命致しませぬ又神社の會計は會計規則一般の會計法規とは別でありますか國の定めた處の會計規則に依つて扱つて居ることになつて居ります宗教各宗各派の會計といふものは各々其の定むる所に依つて掌ることになつて居るのであります國が會計規則を定めるといふことは致しませぬ斯ういふやうな點は總へて神社を宗教でないと見て居るところから出た處の制度であります即ち言ひ換へれば現行

の制度の上に於きまして神社は宗教でない斯ういふ風に見るべきものであらうと思ふのであります此事は餘程大切なことであると自分は考へて居りますなせ大切であるかと云へは日本臣民として神祇を崇敬しない者はない若し崇敬しない者があつたならば必ず崇敬すへしと斯ういふことを吾々か言ふのは神社が宗教でないといふことであつて始めて正しいことなのであります宗教てあれは宗教といふものは人の自由である佛教を信じやうか耶蘇教を信じやうか神理教を信じやうかは宗教の自由である即ち憲法の規定する處であつて行政權を以て濫に宗教を強ふることは出来ぬのであります此宗教を信じなければ非國民であるといふやうなことを言ふことは出来ませぬ所が神社は今も申上げた通り日本固有の制度であつて國體と離るべからざる關係を有つて居る處の制度であつて而かも宗教でないそこで始めて日本臣民である以上は神社を崇敬しなければならぬ斯ういふことが言へるやうになるであらうと思ひます今申上げた通り神社が宗教でないといふことか明かになつて始めて神社の崇敬を一般人民に強ふることが出来ますさうすれば神社として宗教らしいことは成るべく無くして神社は我邦固有の制度として誰にも強ふるに適當なる形として宗教じみたものは成たけ少くすることを望むべきものではないかと考へるのであります(中略)此點に關しまして先達地方長官會議のありました際に大隈内務大臣閣下の述べられた訓示は大に參考となると思ふのであります

其訓示の要點を御話しますれば

神社を崇敬するといふことは日本の皇室を中心として家族的に發達した所の國體から生ずる國民性其國民性か風俗となつて今日まで存在して居るのである其日本の風俗の本は神社である國體の本も神社であるが併し其神社といふのは決して宗教的の意味を有つては居らないのである或時代には又今日に於ても多少宗教的の意味を有つて居るものがあるやうであるが全體宗教とは全然異なるものであるそれであるから御維新後に之を區別されて神社と神道の宗教の意味を有つて居る所の教導職といふものを全然區別されたのであるから吾々も崇敬し措かざる所の皇太神宮其他の神社は基督教であつても佛教であつても如何なる宗教の人であつても我國民である以上は崇敬しなければならぬ處のものである誰か祖先が無いる者があらう誰か父母の無い者があらうどういふ人でも父母がある父母があれば祖先がある是は日本のすつと古代から來た處のものである其祖先父母といふものを崇敬するの情は聽て神社の目的となるものである毎年一月の政治始にはどういふことを奏上するかと申しますると神宮祭典のことを奏上するといふことになつて居る皇太神宮の御祭が無事に濟んだといふことを政治始の劈頭に於て天皇陛下に申上げるのであるとして宗教といふことに關係の無い神社といふものは基督教の人であつても佛教の人であつても其他に於ても少しも異論のな

いことであらうと思ふ云々

(下略)

近來神社といふことが段々世の中の注意を引き世の中からも重んぜられて敬神の思想といふことの大事であるといふことが充分社會識者に認められて其事を鼓吹するに餘力を殘さぬといふ程になつて來たことは寔に好い傾向であると考へるのであります現に宣戰の奉告祭に付て見ましても明治二十七八年の戰役の際には神社として御奉告のあつたのは伊勢神宮へ掌典長の九條道孝公爵を勅使として御遣しになつたばかりでありました所が明治三十七八年の戰役には伊勢神宮の外に官國幣社にも地方長官を勅使として御奉告がありましたそれから今回獨逸に對する宣戰を布告せらるゝや御報告の爲めには伊勢神宮官國幣社に御奉告のあつたのは勿論又政府に於きましては其趣旨に依つて府縣社以下の神社に至るまで幣帛供進使を參向せしめ宣戰奉告を行ふたのであります(下略)

評 說

日本國民たる者は必ず神社を崇敬せざるへからざる理由は帝國の神社に奉祭する所の神なる者は皇祖皇宗を起源とし歴代の聖天子及び皇室國家に功勞ありし偉人を祭りたるものなるが故に臣民の本分として之を崇敬すべきものなり歴代の皇室にかかせられて之を崇敬し給へるか故に

至尊の赤子たる臣民の本分として之を崇敬すへきものなり國家行政の一部として國民教育の主
義として帝國政府が行ふて居るから帝國の臣民として之を崇敬すへき義務を有するものなり一
方より考れば敬神の道は我神國古有の大道にして其歴史的にして其國家的にして其道義的なる
日本臣民たる以上に於ては必ず神社を崇敬せざるへからざる所以なりとす今日耶蘇教徒等が言
を左右に托して稍もすれば神社崇敬を忌避するが如き狀あるは太た遺憾とする所なり

神社が宗教にあらざる所以現今法制の上に於ては神社は宗教以外に超然卓立しかること本文之
を詳にせり即ち神社は信教の自由に任すへきものにあらすして宗教の如何に關らず之を崇敬す
へき義務を有するものなり仰せの帝國憲法には（日本臣民は安寧秩序を妨げず及臣民たるの義
務に背かざる限に於て信教の自由を有す）

憲法學ノ泰斗タリシ穂積八束博士ハ

我カ民族ノ國ヲ建ツルハ祖先崇拜ノ大義ニ依ル此ノ一事ヲ無視セバ我ガ國體ノ本源ハ之ヲ明カニス
ルニ由ナカラントス蓋家國ノ體制忠孝ノ大本一ニ皆此ノ大義ニ懸カル而シテ敬神ノ道祭祀ノ禮ハ之
ヲ儀表スル者ナリ（中略）畏クモ我ガ萬世一系ノ皇位ハ民族始祖ノ靈位ニシテ天祖直系ノ子孫之ニ

居リ天祖ニ代リ此ノ國ヲ治メ給フ民族ノ之ヲ拜スルハ天祖ヲ拜スルナリ祖先ノ祖先ヲ拜スルナリ家
ニ在リテ孝ト謂ヒ國ニ在リテ忠ト謂フ其ノ義同シ我ガ忠孝ノ一本ハ茲ニ存ス祖先ハ過去ノ父母父母
ハ現在ノ祖先現在ノ祖先ニ奉事スル之ヲ孝ト謂フ過去ノ父母ニ奉事スル之ヲ祭祀ト謂フ我カ孝道ト
祭祀トノ歸一ハ我カ民族ノ國ヲ建ツルノ基礎タリ此ノ基礎ハ敬神ノ念祭祀ノ禮ニ由リテ現ハレ亦之
ニ由リテ愈々其鞏固ヲ加フルモノナリ（中略）

抑々敬神ノ道祭祀ノ禮其ノ義深遠ニシテ及ア所極テ重大ナリ我カ國體ノ消長ハ主トシテ此レニ懸ル
古ハ祭政一致後ニ唐制ヲ模スト雖仍神祇官ヲ以テ太政官ノ上ニ置ク是レ未タ建國ノ本領ヲ守ル者ト
謂フヘシ（中略）我ガ敬神ノ道ヲ輕シ祭祀ノ禮ヲ蔑視スル者アラハ之ヲ日本民族ノ血類ト謂フコト
ヲ得サルベシ予ハ重ネテ云フ日本ハ神國ナリ西洋ニ謂フ宗教國ニ非ズ（中略）

神國トハ民族祖先ノ神靈ヲ崇拜スルノ國ヲ謂フ（中略）廣ク謂ヘバ我カ國ハ民族過去ノ祖先皆神ナル
ノ意義ニ於テ神國ナリ過去幽界ノ祖先ノ威靈ハ現在子孫民族ヲ保護スルノ意義ニ於テ神國ナリ今ノ
子孫民族ハ過去祖先ノ威靈ヲ仰キ之ヲ中心トシテ家國鞏固ノ團結ヲ爲スノ意義ニ於テ神國ナリ家ニ
祖先アリ國ニ天祖アリ家長ノ位ハ祖先ニ代リテ其ノ子孫ヲ保護スルモノトシ萬世一系ノ皇位ハ祖宗
ニ代リ民族ヲ保護シ給フモノトシ之ヲ神靈ナリトシテ崇拜スルノ意義ニ於テ神國ナリ家國ノ基礎國

體ノ尊嚴忠孝ノ大本皆祖先ノ神靈ヲ崇拜スルノ一義ニ歸スルノ意義ニ於テ神國ナリ此ノ民族千古ノ信念ニシテ動搖セシカ我カ國體ノ基礎ハ即チ危カラント

之レ即祖先崇拜ノ大義ノ淵源ニシテ敬神ノ我國教タル所以ナリ

明治天皇ノ御敬神

敬神は我が國建國以來の美風にして歷朝の聖主之を重んじ給はざるはなしと雖も之を事實の上に徴するに明治聖代の如く神祇を崇敬し給へることは誠に比類少かるへし御在位の久しかりしことも仁徳天皇以來千六百年の間たゞめしなく聖徳の優れさせ給ふことは建國以來たゞし稀なれば祖宗神祇を厚く崇敬し給ふもさることなから御在世中の敬神に關する御事蹟を列擧すれば數へ盡すべくもあらず此に聊か其の一端を記し奉れば明治元年維新の大改革を斷行せむと爲給ふや先づ天神地祇を南殿に祭りて五事を誓約し給ひ徳川慶喜親征のため大阪に行幸し給ふや先づ軍神を祭りて其由を御報告あらせられ江戸を改めて東京とし親臨以て政をみなはむと爲給ふや先づ賀茂兩社に行幸あらせられ御東幸の途次鳳輦の伊勢路に入るや神宮を遙に拜し給ひ躰を熱田に駐めさせ給ふや熱田神宮に親謁あらせられたり斯くて車駕東京に着し武藏國一宮水川神社を以て勅祭社と定め給ひ月を踰えすし

て聖駕親しく大宮驛に幸せられ十一月孝明天皇祭のために西還の日親しく神宮を拜し東北平定の由を報告せむと爲給ひしか旅程變更のため御參拜あらせざりしかは二年三月東幸の日道を迂りて神宮に親謁せられ同年六月神祇官に幸し天神地祇及列祖の神靈を祭りて國是の一定を告げ給ふ三年正月天神地祇八神及御歴代の皇靈を神祇官に奉祀して鎮祭の詔を發せられ又大教宣布の詔をも下し給へり五年九州に巡幸し給ふや鳥羽港より上陸して特に神宮を御拜あらせられ七年一月靖國神社大祭の日親しく同社に行幸あらせらる十年孝明天皇十年祭に付き京都行幸の際賀茂兩社春日住吉社にも行幸あらせられ十一年北陸東海御巡幸の際には熱田三島水川氣比彌彦の五社に十三年三重縣御巡幸の際には神宮及熱田神宮を御參拜あらせられたり二十二年二月皇室典範御治定憲法發布の際には賢所皇靈殿神殿に於て御親祭を行はせられ恭しく事由を祖宗の神靈に告げ給ひ神宮及官國幣社には勅使を遣して奉告せしめ給ひ三十二年東宮の御成婚に當りては特に皇室婚嫁令を起草せしめ御婚儀は賢所の大前にて行はせらるゝことに定め給ひぬ三十七年二月に至りて日露の開戦を見るに至るや宣戰の公布と共に賢所皇靈殿神殿に御親告あらせられ神宮及畝傍山東北陵後月輪東山陵並に官國幣社に勅使を遣して奉告せしめ給ひ三十八年十月平和克復するや神宮には特に行幸あらせられ皇祖の大前に親しく御奉告あらせられ畝傍後月輪の兩御陵官國幣社には勅使を遣して奉告せしめ報賽の意を表

し給へり陛下の如何に敬神の慮慮深くあらせられしかば是等の御事蹟に就きて拜察し奉るべし

井上頼國博士ハ神祇史ノ跋文ニ謂ヘルコトアリ

古典ヲ按スルニ建國ノ肇皇祖天神其正統本流タル皇孫ニ此國土ヲ授ケ給ヒ其支系分流タル吾人カ祖先ヲシテ臣屬子附セシメ給ヒタルハ實ニ南枝北葉モ其本ヲ一幹ニ起シ東派西流モ其源ヲ一泉ニ發スト云フベク即チ一國ハナホ一家ノ形象ヲ有ス且特ニ三種ノ神器ヲ親授シテ祭政ノ大詔ヲ下シ給ヒ治國ノ大本ヲ顯彰シ給ヒヌ

ア、ソレコノ大詔ヨコノ形象ヨ即チ我大日本帝國ノ國礎ナリ教育ノ淵源國體ノ精華皆コ、ニ根セリ今假ニ一家ノ上ニシテ之ヲ云ヘハ祖先ノ遺言ハ即チ其家永遠ノ家憲ナルガ如シ家憲ハ家經ノ由テ起ル所國礎ハ國政ノ由テ立ツ所其國其家ノ無窮ニ繼承スヘキ定體ナリ

而シテ茲ニ所謂ル祭トハ神祇ヲ敬神スルノ謂ニシテ即チ報本反始ノ大禮ナリ忠孝ノ道コレヨリ成ル至誠以テ之ヲ敬ヒ之ヲ祭ルノ極祖先ノ情ト子孫ノ心ト自然ニ相感シ相和シ以テ同族ノ親善ヲ致シ連枝ノ福祉ヲ得ル我國三千年間ノ歴史ヨリ之ヲ證明シテ餘アリ

祭政ノ二柄ト帝國ノ道義トハ其由來スル所一源ニシテ皇祖天神親シク之ヲ行ヒ之ヲ施シ給ヒテ後更

ニ皇孫ニ親授アリシ由緒相承ケ相傳ヘテ現代ニ至レル所以昭々乎トシテ明著ナリ云々

俗神道大意ノ内

平 田 篤 胤 著

眞ノ神道ト申スハ(中略)天ツ神高皇產靈神皇產靈神ノ始メマシテ伊邪那岐伊邪那美神ノ御受繼アソバシテ世ニ有リト有事物ノ本ヲ御始メナサレ又ソノ事物ヲ悉ニ持分ケシロシメス神々ヲ御生ナサレテ其功德ハ天照大御神ニ御傳アソバシサテ皇御孫邇々杵命御天降り遊ハサル、時天ツ御祖產靈ノ御神天照大御神ヨリ皇御孫命ノ御代々々天ノ下ヲ知シ召ス御政ノヤウヲ御傳ヘアソバシ御代々々ノ天皇ソノ御依^{ヨサ}シノマニ、巳命ノ御サカシヲ御加ヘアソバサズ天地ト共ニ御世シロシメスコトヤヤガ此ノ道ヲサシテ神道ト申シタルコトデソノ礎ナル證文ハ日本書記ノ孝德天皇ノ三年四月ニ臣連及ヒ天ノ下ノ御民ノ素姓ヲ御正シナル、時ノ(中略)詔命ノ分註ニ惟神者謂隨神道亦自有神道也トアル此ハ(中略)實ニヨク吾ガ古道ノ意ヲ明シタル語デ(中略)吾カ徒ノイワユル神ノ道ト云フ出所ヨリドコロヤヤ神道トイヘバトテ外ニ何モ人ニ異ツタル行ヒノ有デハナイ(中略)天皇ノ御祖神ノ御依シノ通リニオキテ遊ハス御法令ヲ畏マリ奉リ扱吾々モ神ノ產靈ノ御靈ニ依テ生レ出タル物故ニ各々某々ニオノツカラ神ノ道カ有テソレハ神ト君ト親トヲ敬ヒ妻子ヲ惠ムナドヲ始メ儒者ノイハユル五

倫五常ノ道ハ生レナガラニ具ツテアル故ソレナリニ曲ズユカメズ隨ヒ行クヲ神ノ道ニ隨フトハ云フ
コトヤヤ

大日本神祇史ノ内

掌典 佐伯有義著

神祇と倫理

五倫の道は神代に起る。凡そ天地の間に男女あれば爰に夫婦の道起り既に夫婦あれば其の間に子女生まれ既に子女あれば爰に親子の關係生ず子女の中に兄あり弟あり姉あり妹あり爰に兄弟の關係生じ一家團樂和樂して生涯を送らむと欲せば夫婦は相和し父兄は子弟を親愛し子弟は父兄を尊敬し其の命に服せざるべからず是に於て父子夫婦兄弟の倫生ずまた已れ一人若しくは我が一家族のみにて十分なる生活を營むこと困難なれば是に於て他人と交際する必要起る其の交際を圓滿ならしむるには互に信義を守りて共に助けざるべからず是に於て朋友の道生ず父子あり兄弟あり夫婦あり朋友あれば社會を組織することを得んと獨立せる國家を組織するには君主なかるべからず是れ伊尹諸尊の何と天下の主たる神を生まさらんやと宣給ひし所以なり父子兄弟夫婦朋友の四倫に君臣の道を加へて五倫と云ふ五倫五常仁義忠孝等の名目は後世支那より輸入する所なれど其の事實は神代より既に充實し之を始め給ひ之を行ひ給ひしは神代の神等なり

玉勝間

本居宣長著

世の人の、神をなほさりに思ひ奉るは、かへすくこころうきわざなり、さるはほごくに、たふとみ奉らぬにしもあらざめれど、たゞよのならひの人、なみなみのかいなでのたふとみのみこそあれ、まことに心にしめて、尊みたてまつるべきことを思ひわきまへず、たゞおろそかにぞ思ひためる、目にこそ見えね、此天地萬の物の出來始めしも、又むかし今の世中の大ききもろくの事も、人の身のうへ、くひ物、き物、居ごころ、なにくれもろくの事も、ことごとく神の御めぐみにかゝらざることはなきを、さるゆゑよしをばわすれはて、なべての人、たゞまがつひのまがことのにのみまじこり、心をかたむけてよろづにさかしたつ人、はたからぶみごころを心とほして、まれく神代の御事ども、聞てもたゞはるけき世界のむかしがたりをきくがごと、よろげにのみ思ひ過して、そは皆今のよの中、おのが身うのうへにかゝれる本なることをたもひたどらず、よろづよりもかなしきは、神の社神事のおどろへなるを、かばかりめてたき御代にしも、もろくのふるき神の御社どもの、いみじくおどろへませるを、なほしたて奉らんの心ざしある人の、世にいぞこぬこそ、いともくくちをしけれ、ちもくのり長かゝるすぢの事を、かへすかへすいひ出る、人はうるさしと思ふらめど、此事のうれたさの、あけくれ心にわすらるゝ間もなく、おほゆるから

筆だにどれば、かきいでまはしくてなん、

治される御代のしるしを千木たかく神のやしろに見るよしもがな

本居大人カ世人ノ敬神ノ心薄クシテ神事ヲ疎略ニシ社頭ノ修理ヲ怠慢セルヲ歎キテ書カレタルモノ

法律上ヨリ視タル神社

神社ハ之ヲ法律上ヨリ見解ヲ下ストキハ大概ニ次ノ如キ性質ヲ有スルモノト云フコトヲ得ベシ
神社ハ公ノ營造物ニシテ法人タルモノナリ

法制局參事官 法學士 中川友次郎氏ノ所説

神社ハ種々ノ權利ヲ有セリ即チ種々ノ財産ヲ所有セリ土地建物其他種々ノ物件ヲ所有セリ所有權ナル權利ノ持主ナリ故ニ神社ハ法律上ノ人ナリ而シテ肉體ヲ有セサルヲ以テ法人ナリトイハサルヘカラス又神社ハ種々ノ契約ヲナシ其契約上ノ債權ヲモ有スルナリ此點ニテモ神社ノ法人ナルヲ知ルヘシ明治六年太政官布告第二百四十九號九年二月教部省第三號遠九年四月太政官第四十四號布告其他諸法規ニ神社ガ財産ヲ所有スルノ文字アリ參考スヘシ(中略)

(一)神社ハ國家ガ國體上禮儀トシテ又人民ノ德儀ヲ盡サシムル爲メニモ缺クベカラザルモノニシテ我國體國情ニ伴フ精華タリ故ニ今日ニテモ重ナル神社ノ祭祀ハ勅使奉幣使及神官神職ニテ執行シ社格ナキ神社ト雖モ又普通ノ私祭ト雖モ神職ニテ執行シ神官神職ハ國家ノ官吏トシテ國家ヨリ任命セラレテ神社ノ一切ノ事ニ當レリ又神社ハ府縣トカ郡トカ市町村トカガ之ヲ支配スルモノニアラスシテ國家ガ之ヲ支配スルモノナリ決シテ自治體ニ於ケル府縣會ヤ郡會ヤ市町村會ヤナドガ之ニ干渉スルモノニアラズ祭祀ヨリ一切ノ庶務會計ニ至ル迄國家ノ任命セル神官神職ガ之ヲ管理シ國家ハ之ヲ監督スルモノナリ其祭式ノ如キモ無論國家ガ之ヲ定メ居レリ蓋シ神社ノ事タルヤ國體並ニ國民道德ト密着スルモノニテ國ガ之ヲ支配スルハ當然ナリ決シテ自治體タル府縣ヤ市町村ナドノ手ニ存セシムベキモノニアラザルナリ是等ニ依テ見レバ神社ハ國ノ手ニ存シ公ケノ爲メ公ノ目的ヲ計ルモノナルコトヲ知ルベシ(二)神社ハ土地建物ヨリ作ラレ神官神職之ニ奉仕シ在ルコト(三)御役所ノ如ク人民ニ命令シ政治ヲ行フモノニアラサルコト(四)一般人民ニ參拜シテ報本反始ノ禮儀ヲ盡スト共ニ尊皇愛國ノ念ヲ養ハル、コト即チ人民一般ノ參拜ノ用ニ供スルコト而シテ此神祇祭祀人民參拜ノ事タルヤ國家トシテモ人民ニ於テモ報本反始神祇崇敬ノ大禮ヲ舉クルモノニテヤガテ之ニ依テ國體ノ維持トナルナリ

右ノ如ク神社ハ法律上營造物タルニ缺クル所ナキヲ見ルメシ且ツ之ト同時ニ其營造物タルヤ府縣市町村等ノ加キ自治體ノ管理スル營造物ニハアラズシテ國家ノ營造物タルコトヲ見ルベキナリ

此ノ如ク神社ハ國ノ營造物ナリ即チ神社ハ假令直接ニ人民ニ命令セサルモ國ノ政ヲ行フ者ニ外ナラズ命令的ノ行政ヲ爲ササルモ神聖ナル祭祀行政ヲ行フモノナリ神社ガ營造物タルヲ見テ法律家ハ祭政ノ一致ヲ否認スルコト能ハサルベシ祭祀ハ國政ノ一ナリ營造物ハ通常其營造物ガ屬スル所ノ國家ノ吏員ヲシテ之ヲ管理セシムルナリ何トナレバ是レ國家ノ政ナレバナリ此吏員ハ神社ニ在テハ神官神職ナリトス(下略)

同氏著神社法令講義第二章第八項法人及第九項營造物ノ條拔萃

法學博士織田萬氏ノ所說

神社ハ公ノ營造物ニシテ公用ニ供セラル、設備ナリ從ツテ其事務ハ行政ニシテ之ヲ掌ル職務ハ官職若クハ公職ナリ又神社ハ我國民カ皇祖皇宗並ニ國家ノ功臣ニ對スル崇敬ノ念ヲ表スル設備ニシテ其公ノ營造物タルヤ學校圖書館等ト同一ノモノタリ然レバ神官神職ハ國民ノ代表者トシテ禮典ヲ叙シ又各人各個ニ敬禮ヲ行ヒ又相集リテ祭典ヲ行ヒ慰安ヲ得ルノ設備トナスコトヲ得ベシ尙ホ神社ハ國

法上公法人ナルコトヲ一言セザルベカラズ何ントナレバ公ノ營造物ニシテ人格ヲ有スルモノハ勿論公法人タルベキモノニシテ歐米各國ニ於テハ此種類ノ公法人アルコト明白ナリト雖モ我邦ニ於テハ未ダ尙ホ公法人ノ觀念明確ナラズ且ツ神社ノ性質ヲ考究シタルモノ少キ結果一般ニ公法人ナル營造物ナシト説明シ居レルカ如ク思ハル法律論トシテ神社ガ法人ナルコト稍ヤ不明瞭ナル點ナキニ非ザレドモ從來ノ裁判例ハ之ヲ法人トシ又現行法ノ精神トシテモ法人ト認メサルヲ得ズ而シテ苟モ法人ニシテ國家ノ行政組織中ニ包括セラル、以上ハ之ヲ公法人ト謂ハザルベカラズ是レ神社ハ公法人ナリトスル所以ナリ

神社協會雜誌第六年第七號掲載「神社ノ國法上ノ性質」ノ一節拔萃

官報

神社崇敬ニ關スル建議案 大津淳一郎外三十三名提出

神社行政統一ニ關スル建議案 早川龍介外三十三名提出

早川委員長報告演說ノ内

一府縣郷社ノ經費ハ府縣郡費ヲ以テ村社ノ經費ハ漸次各自自治體ニ於テ支辨スルコト」斯ウ云テ條項

ガゴザイマス是ハ大分實地ニ就キマシテハ困難ナ問題デアラウト存シマスル故ニ神社局長ハ是ニ向
ツテハ斯様ニナルコトハ實際本當ノコトデアツテ事實ニ斯クナラナケレハナラヌコト、思ハレルガ
是ハ何分日本ノ全體テ云ヘバ神社ノ總數ガ十九萬アル又供進ノ社カ既ニ十四萬程アルノデアルツレ
故ニ之ヲ自治體ノ經費ニ移スト云フコトニナリマスルト非常ナモノニナル非常ニ自治區ノ經費ヲ増
スコトニナルカラ漸々是ハ神社ノ制度等ヲ定メテサウシテ尙出來得ルナラハ多數ノ神社ハ幾分カ協
議カ折合ツテサウシテ崇敬ノタメニ合セルト云フコトニナツテ其數ガ段々——多少一部ニハ縮マリ
一部ニハ崇敬ガ愈々事實ニ行ハレテ來ルト云フ場合ニ進マセテサウシテ其上ニヤルト云フコトニス
ルカ是ハ直ニ御同意ト云フコトモ少シ言兼ネルガ併シ御希望トシテハ諒トシテ承ツテ置クデアラウ
ト云フコトデアリマスカラ是モ漸次其運ヒニシテ賞ヒタイト云フ意味ニ於テ書イテコサイマスツレ
カラ神職養成事業ヲ擴張スルコト此項ハ御承知ノ通りニ一萬圓此費用ニ充テ、ゴザイマスル間ニ千
圓ダケカ神社ノ調査費ニナリマシテアト八千圓ガ此ノ神職ノ養成費デアリマスガ十餘萬ノ神社ニ充
テマスルトコロノ神官ヲ養成スルノニ八千圓ト申シテハ如何ニモ少額ナ金額デアリマスカラ是ハド
ウツ經費ノ餘地ノ出來マス限リニ於テハ是非トモモウ少シ増加チシテ賞ヒタイト云フコトデアリマ
ス云々

神社ニ關スル大津早川兩代議士ノ建議ニ對スル委員會ハ四回ニ涉リテ大ニ論議セラレ委員諸君ノ高
論卓說ヲ窺ヒ知ルコトヲ得ルト全時ニ當局者經營ノ苦辛ト其ノ懷抱セル意見ノ所在トヲ察知スルコ
トヲ得タルガ今速記録ノ内ヨリ左ノ一節ヲ拔萃ス

大津淳一郎君　チヨット委員長ノ御尋ニ關聯シテ私モ少シヤハリ其趣意ヲ伺ヒタイノデアリマスガ
チヨット自分ノ考ヲソレニ加ヘテ置キマス本員等ノ考ト致シマスルト提出ノ際ニモ述ヘタ通りデゴ
ザイマスガ帝國ノ將來ト云フコトヲ考ヘテ今日智識ノ學問ハ大變開ケテアツテ世界各國ニ劣ラナク
ナツタ唯々其開ケルニ隨ツテ精神教養ノ必要カアル殊ニ帝國ノ今日ハ國民ノ思想ト云フモノガ誠ニ
紛亂チ醸シテ居ルト云フノカ日本帝國ノ今日ノ人民ノ精神界ト云フモノガドウモ歸着スル所ヲ知ラ
ナイ紛亂ノ状態ニ居ル是ガ過渡ノ時代テ今少シ先へ行ツテ坐リ合ガ附テアラウガ佛教ノ入ツテ來タ
當時モヤハリサウ云フ支那思想ノ印度思想ノ入ツタ時代モ混亂チ來シタヤウニ思ハレマスガサテ此
時ニ當ツテ帝國ノ人民全般ノ者ノ精神ト云フモノヲ支配シテ行クベキ精神統一ト云フコトガ今日ノ
最モ急務デアアル精神ヲ統一シテ而シテ之ヲ教養スルコトガ今日ノ急務デナイカソレガマア一番ニ本
員等ノ心痛スル所デアル然ルニ帝國ノ成立カラズツト今日マテ進ンテ來タ經歷ヲ見レバ無論佛教ノ
力ガ精神界ニ及ボシタルコトハ大ナルモノデアル今日耶穌教ガ入ツテ來テ人道カラ説イテ來テ精神

界ニ及ボシタルコトモ是モ今日ノトコロテハ非常ナ力ヲ持ツテ居ルト思フ併ナカラ國家ト云フモノガ如何ナル政體テモ差支ナイト云フ支那ノ如キ君主政治デアラウト共和政治デアラウト如何ナル政治デアラウガ構ハヌト云フ觀念カラ云ヘルソレハ如何ナル宗旨如何ナル教カ國民ノ精神ヲ支配シテモ差支ナイノデス然ルニ日本帝國ハ日本帝國タル即チ三千年ノ歴史ヲ持ツテ居ル此君主立憲政治ヲ將來所謂天壤無窮ニ保續シテ往クモノトスレハ即チ之ヲ保續シ得ベキ精神ヲ國民ノ腦髓ニ持タセルト云フコトニ力ヲ入レナケレハナラヌ唯々國民ナルモノカ治ツテ往ケハ宜シイ國民全部ガ幸福ヲ得ラレサヘスレハ宜イト云フコトデアレハ亞米利加ノ共和政治モ亦國民カ幸福ヲ得國家ガ發展スルテアラウ又佛蘭西ノ共和政治モ發展シテ往クテアラウ併ナカラ左様ニ日本ノ國ト云フモノハイカヌノテアルヤハリ今日マテ成立チ來ツタトコロノ三千年ノ歴史ヲ尊重シテ往カナケレハナラヌモノトスレハ此國民ヲ養成スルニ自ラ其道ガナクテハナラヌ佛敎モ入ツテ來儒敎モ入ツテ來タケレドモソレヲ日本カ同化シテ今日ノ文明ヲ來スマテニ至ツタト云フノハ日本ニ自ラ日本ノ教ガアル所以デアル其教ハ何ソデアルカト云フト即チ神道デアル神道ナルモノハ如何ナルモノデアルカト云フト是ハ即チ明治二十三年ノ教育勅語デアル皇祖皇宗ノ道デアル所謂「克ク忠ニ克ク孝ニ」ノ道デアル是ガ即チ帝國ノ國教デアアル國教ト云フ名ハ附ケナイケレドモ併ナガラ三千年來ノ國教デアアル英國ガ耶蘇敎

ヲ國教トシテ居ル如ク各國ニ國教ガアル如ク帝國ニハ既ニ國教ガアル是レ即チ皇祖皇宗ノ道デアアル皇祖皇宗即チ神ノ祭デアアル從ツテ皇祖皇宗ノ道ヲ遺憾ナク紹述シ遺憾ナク遺訓ニ依ツテ功績ヲ得ラレタトコロノ即チ臣民ヲ全ク神ニ祭ツタノデアアル(中略)帝國ノ神ナルモノ、起リテ云ヘハ即チ皇祖皇宗デアアル即歴代ノ天子デアアル即チ國體國政ヲ成シタモノ是デアアル即チ今日ノ所謂教育勅語ト云フモノデス是ハ即チ名ハ付イテ居ラヌケレドモ國教デアアル此道ヲ何所マデモ斯ウ云フ過渡時代即チ世界列國ト開國ノ國是ヲ交際スル場合ニハ日本ノ是マデノ國體ヲ維持シテ往カネハナラヌモノトスレハ即チ之ヲ維持スベキ敎ハ神道ヨリ外ニナイ是ガ今日マデ國教トナツテ居ル即チ祭政一致デアアル今ノ天皇ガ祭政一致ヲ二度バカリ仰セラレタ今ニ於テ宮中ノ祭ヲササレテ夜中ニ御起キニナツテ皇祖皇宗ノ御靈ヲ參拜シテ居ラレマス即チ是ガ帝國ノ國教デアアル之ヲ必要ナル國教トシテ之ヲ以テ精神敎養ノ道トイフコトニシテ獨リ文部省ガ取ルバカリデナイ内務省モ其他ノ各省モ即チ内閣一國家ノ統治權ヲ代表シテ居ル國務大臣カラ始メテ此精神デナケレハ全部ノ統一ガ取レナイ日本ノ教ノ統一ガ立タナイ然ル後佛敎モ誠ニ功勞ノアルモノデアラウシ又耶蘇敎モ眞理ノ含マテ居ルモノデ決シテ排斥スベキモノデナイガ扱之ヲ政治ノ上カラ國教トシテ御取扱ニナルトイフコトハ餘リ混同シテシマツテ縱令帝國ノ教ハ今日ノ世ノ中デハ微弱ナルモノト雖モ神道ハ微弱ナリト雖モ即チ陛下

ガ「之ヲ中外ニ施シテ悖ラズ之ヲ古今ニ通シテ謬ラズト」仰セラレタ以上ハ之ヲ以テ帝國ノ國教トシテ帝國ノ臣民ヲ導キ精神教養ヲ爲スノハ是ナリト政府カ一致シテ即チ政治ノ上カラ神宮ヲ祭り官國幣社ヲ祭り從ツテ縣社郷社ニ至ルマテノ任免黜陟マテモ政治ノ上カラ立ツテ往ケハ是カ必要ナル國教テアル唯々英吉利ノ如ク僧侶ヲ以テ地方院ノ議員ニスル下院ノ議員ニスルト云フ制度ガナイノテ却テ神職カラ被選權ヲ貴族院モ取ツタリ衆議院モ取ツテ居ルト云フガ如キハ却ツテ誤テ居リハセヌカ英國ノ制度ノ如ク却テ耶穌教ノ僧侶或ハ大教正ヲ以テ必ズ貴族院ノ議員タルノ資格ヲ與ヘテ國教ヲ尊重スルト云フコトハ政教分離ノ議論ハ屢々アルケレドモ而モ國教ヲ尊重スルノ各國ハチヤント守ツテ居ル就中英國ガ一番守ツテ居ル然ルニ帝國ガ國教ヲ尊重スル道ガ甚ダ開ケテ居ラヌカラ帝國ノ國教ト云フモノガヒドク微弱ニナツテ居ル既往ノ歴史ニ稽ヘテ見ルト決シテ微弱デナイケレトモ段々ニ變化シテ斯ウ云フ微弱ニナツテシマツタノデソレモ彼ノ鎌倉幕府ノ状態ハ是ハ據所ナイ又其以前ノ藤原全盛ノ時代ナドハ據所ナイガ大政維新ノ今日ニナツタナレバ元ニ復ツタ方ガ宜クハナイカ併ナガラ國教以外ノ耶穌教佛教ニ至ツテモ之ヲ輕蔑シナイデ尊重スルト云フコトハ宜シイ又政治ノ上カラモ國教ノ取扱テハナケレドモ立派ナ宗教ヲ尊重スル制度ハ宗教局ヲ督勵シテ爲サルモ結構デアラウト自分共ハ信シテ居ル(下略)

吉敷郡是ノ内

社 寺 ノ 部

神社寺院は素崇敬の念に因て建立せられたるものにして我國体の上に密接なる干渉を有するものからす中世神社寺院の濫設せられたる結果歴然たる由緒沿革を有する著名の神社佛閣も爲に壓倒せられて衰頹に瀕しつゝあるもの往々なきに非ず此の如きは國粹の保存上遺憾に堪へざる所なり故に由緒正しく沿革明なるものは基本財産を造成し永く維持保存の方法を講じて其森嚴宏壯なる設備は益之を完全にし由緒沿革の顯著ならざる多數の社寺は併合して存置すへき社寺の隆昌を圖り而して一面には其跡地を生産的方面に利用せんか兩々相俟つて國家の爲め利する所尠なからざるなり其他民間に於て社寺に類するものゝ創立を圖れるものあり是等非公認の祠宇に對しては衆庶の參拜するを嚴禁すべきは勿論公認社寺の整理に伴ひ必ず解除撤却を斷行せざるべからず明治三十九年本縣知事は神社寺院の整理に關し告諭を發したり縣下之に基き各整理に着手する所あり本郡亦最も勸奨督勵に努めし結果着々其効を收め嘗て縣社以下神社數二百六座ありしもの目下五十七座に減じ茲に第一期の整理は完了したり右合併神社は多く由緒の正しからざるもの或は社殿の荒廢せるもの等にして整理の結果現存神社の維持上等に不尠利便を與へつゝあり然れども尙未だ一町村數座の神社ある

ものありて全く整理の余地なきにあらず又寺院は郡内各字を通じて百十九ヶ寺の多きに達し中には堂宇其体を爲さざるものあるべく或は維持の困難しつゝあるものあらん仍て將來に於て一町村數社の神社あるものは地理其他に關して整理に能ふべきものは可成合併を獎勵し尙寺院は管長其他の關係者と協議を経て一町村に全宗二ヶ寺以上あるものは各一ヶ寺に止むべく合併を獎勵せんとす尙民間私かに創立せる非公認の神祠堂庵は實に公認神社佛道の隆昌發展上妨礙となるのみならず誇大奇怪なる傳説を流布して迷信を助長し地方の風教を紊るものあり故に將來青年會若くは在郷軍人會其他の團體篤志家を督して解除撤却を斷行すべく獎勵せんとす而して以上社寺の整理に伴ひ祭事法要は之を振肅して式典の壯嚴を圖らざるべからず特に神社の如き古來其祭事に附隨して祭神若くは地方と縁故淺からざる諸種の行事を古儀典禮に則りて行はれつゝあるものあり此は元神靈を慰安するの意に起源せしものなるべしと雖も或は之に依りて祭神の偉功厚德を景仰して敬神の念を熾烈ならしめ又は歴史を不朽に傳へて祖先崇拜の國風を涵養せしめ或は又風俗の變遷を想見して惇朴の美風を致さしむるに足るが如く只一片の餘興として看過すべからざるものあり然るに今や久しく中絶して動もすれば其典儀故實の澀滅に歸せんとするものなきにあらず如斯は獨り神社若くは地方の爲に惜むべきことたるのみならず國粹保存の上より觀るも洵に慨すべきこととす故に將來經費の増尙を

來さるる程度に於て右等恒例の行事は宜しく之を復活再興して祭典の敬肅盛大に資せしめ地方に於ては氏子崇敬者等をして神社祭日を以て唯一の娛樂日及休養日たらしめんとす獎勵せんとす又衆庶敬神奉佛に信念養成は神職僧侶の崇高なる人格に俟つこと多ければ其修養を獎勵待遇を厚ふることと努むるものとす

氏子 (内務屬宮尾稻村兩氏共著神社行政法講義ノ内)

我國人は何人と雖も凡て其住居する土地即ち氏子區域の屬する氏神の氏子たるべきものなれば其土地人民を守護し給ふ氏神に對しては平素如在の禮を以て之を崇敬し其功業遺徳に依り後世人が享くる所の恩惠を感謝せざるべからざるは勿論産土神に對して崇敬感謝の意思を表現せざるべからざるは我が帝國臣民たるもの當然爲すべき義務にして今更いふ迄もなきことなり而も其社頭は氏子の祖先が親しく參詣せし所にして鎮守森は依然として古へを偲ばしむるに思ひ至らば一種の感想亦自から起らざるを得ず然れば氏子は當然其氏神を崇敬して如在の禮を竭くすべき義務を有するものなり氏神の崇敬に關する氏子の義務は以上の如くなるが故に當然の順序として神社を永遠に維持存續するは亦氏子なる者が義務なりとす従つて之を維持するが爲め日常の經費より臨時の費用に至るま

で之を負擔し以て神祇奉仕の途に缺くる所なからしむるは勿論殊に其祭祀に際しては相當の神供を爲すべきは氏子として當然守るべきの禮なりとす此の如きは恰も子として父母に仕るの當然の義務たると全様なるは勿論父祖が代々其氏神を崇敬し神社を維持し來りて今日に傳へたる遺志を繼承するものにして氏神の崇敬と相俟ちて父祖に對する大孝を致す所以なりと知るべし隨つて氏子は其氏神社の維持を助くるの義務を有するものなり

氏子總代人の資格

總代人に選舉せらるべき者の資格に付ては素より衆議院議員等の如き被選舉資格を限定せずといへども多數の氏子の代表者たるべき者なるを以て事理を辨し敬神の思想を有して氏子衆望の歸するものたるを要するは勿論且つ神社維持の事に關係するが故に亦相應の財産を有するものたらざるべからず而して未だ的確に其所有財産の額を定めたる規定なきも其は土地の状態各地千差萬別にして其貧富の程度を一定し難きに依るべし(下略)

氏子總代人の權限

總代人は法規の定むる所に依り氏子の中より選舉せられ氏子を代表して渾て神社の願届等に連署し神職と常に心を協せ神社の永續保護に盡力するの責務を有すること勿論なりと雖も神社の實務は神職の職任なるが故に總代人は神職に干渉して神社の實務を妨げ又は神社の收入財産を妄に他に使用する等の所爲あることを得ず(明治二十四年十二月全十) 隨つて其職責は人民を代表する衆議院議員等が國家又は公共團體の議決機關として法定の範圍内に廣汎なる職責を有するものとは全く其性質を異にするものと知るべきなり然るに往々總代人にして神社の維持に盡力するを名とし神社の實務に當り財産の管理會計の出納其他諸般の事務は全然總代人の手に在りて神職は全く空位に在るもの少なしとせず此の如きは大概神社を以て氏子又は崇敬者の一私有物と見做したる舊來の慣習上に依るものゝ如しと雖も神社は國家の宗祀にして一人一家の私有すべきものにあらざるのみならず國家は神社の祭祀を掌り神社を管理すべきが爲に神職を補命せるが故に總代人たる者は須らく其權限の範圍を超へて神職の實務を妨げざる様注意せざるべからず其他總代人は神職に缺員を生じたるときは其候補者を地方長官に推薦するの責務を有することは後篇任免の章に陳述するが如し

(明治二十七年勅令全三)
十五年內務省令參照)

氏子總代人 (府縣社以下神社法講義の内法學士 西野雄治著)

五四

(前略)抑々神社總代人は氏子若は崇敬者を代表し神職と協力して神社經營を遂ぐべき重任を有するものなるが故に一方に於ては其の委託の任に背かざる覺悟を必要とし他方に於ては神社崇敬に就て氏子若くは崇敬者の模範たるべき責務あるものと云はざるへからず府縣社以下神社經營の現狀を觀察するに神社經營良しきを得ると否とは結局神社總代人の努力如何に歸すべきもの多く徳望あり材能ある總代人か獻身的に經營に盡す神社に於ては必ず神社經營施設の他の模範とするに足るものあるを通例とす余は此の實況を見其の原因を究むるに此の如き神社に於ける總代人は一般に氏子若は崇敬者より尊重せられ徳望高き有爲の人士にして且つ神明崇敬の念に厚く從て神社經營に關し神社總代人の希望する所は能く氏子若は崇敬者に貫徹することを得就中神社の經費の如き進んで之を負擔するの有様を呈するものありて結局神社總代人の努力如何は神社經營に最も重大なる關係あるものなることを解し得たり勿論總代人の宜しきを得ると否とは氏子若くは崇敬者の選舉其のものに因るべきも苟も總代人に當選したる以上は自己の職務に對し遺漏無きを期せざるべからず

本村小學校ニ於テハ現重富校長赴任以來特ニ教員會ヲ開キ校則ニ敬神ノ條項ヲ設ケ毎年兒童ノ爲ニ

社ニ於テ入學卒業奉告祭ヲ執行スル事毎月一回學校兒童ヲシテ氏神社ノ掃除ヲ爲サシムル事今其ノ模様ヲ記サンニ豫テ校長ヨリ入學卒業兒童ノ數及ヒ在學兒童學科別ニシテ男女ノ別總數等ヲ詳記シタルモノヲ社務所ニ送付セラレテ祝詞作文ノ材料ヲ提供セラル其來示ニ曰ク御祭文ハ御神前ニ奉奏セラル、ノ際一般學校兒童ニモ拜聽致サセ度ニ付キ委曲前以テ書キ記シ御手許ニ呈ストアリ當日ニ至リ村長ハ參列員トシテ先ツ參向セラレ校長教員入場ノ上祭式ヲ學ク昨年四月ハ特ニ本縣神職會派遣ノ講師渡邊雄氏兒童ノ爲ニ教育勅語中ノ恭儉已ヲ持シト云ヘル題目ニ付キ講演ヲ行ヒ教職員兒童及ヒ一般參拜者ニ多大ノ感動ヲ與ヘタリ又掃除ハ毎月一回教員兩名宛男女兒童ヲ引卒シテ此ヲ社頭ノ前庭ニ整列セシメ敬禮再拜ノ後本日ハ國家ノ宗祀タル神社汝等ノ御祖先タル氏神様ノ御掃除ヲ爲ルノデアル先生モ御手子ヲ爲ルトテ掃除場處ノ區域塵捨場等ヲ指示シ教員自ラ範ヲ示シテ兒童ト共ニ洒掃ノ勞ヲ採ラル終テ又兒童一同ヲ整列セシメ前ノ如ク敬禮再拜ヲ行ヒ時ニハ御祭神ノ御神徳ヲ説明シ退散スルヲ常トセラル近來學校兒童敬神ノ風漸ク厚キヲ加フルノ時教員諸氏ハ常ニ話サル今ノ兒童ノ大人ト成ル頃ハ敬神思想ノ果シテ今日ニ倍スルヲ確信スト其至誠ニシテ熱心ナル神社ニ奉仕スル神職等眞ニ感謝ニ堪エス茲ニ記シテ教職員諸氏ノ誠意ニ酬イント欲スル而已

本冊ハ拙職奉仕神社氏子人民一般へ神社ニ關スル見解ノ概要ヲ布及セシメントスルノ者ニテ勅令内

務省令内務御當局ノ指示訓示等及ヒ神社及ヒ國體ニ關スル諸賢ノ説ヲ輯メ併セテ本縣知事吾神職會ノ總裁タル赤星閣下總裁就任ノ際ノ告辭原本郡長ノ郡是ノ内郡設神社法令祭式講習ノ際郡長ノ訓示セラレタル要點ヲ併セ記シ謄寫ノ勞ヲ省キ活字小冊子ト爲シタルナリ因ニ奉仕神社ニ於テハ明治三十九年神社整理ノ議起ルヤ各十一御末社ノ合祀ヲ行ハント欲シ其第一回ノ合祀祭ニ於テハ殊ニ郡ニ懇請シテ郡長ノ御參列ヲ仰キ順次各末社ノ合祀祭ヲ執行セリ續テ村當局村會議員氏子總代諸氏ノ神社崇敬上熱心ナル希望ノ主張ト共ニ協議纏マリ全四十一年ヨリ神社費ヲ協議費ノ許ニ村稅徵集ノ序ヲ以テ集纏ノ勞ヲ採ラル、事トナレリ又八幡宮基本金本年現在參千五百圓余此ヲ利殖ノ法ニヨリ六千圓ニ達スルノ曉ヲ以テ其利息ヲ經費ニ補充スルコト、爲シ完成ニ至ル迄ハ(村等差割ノ例ニ鑒ミ等差法ニ依リ)氏子人民ヨリ例年神社經常費ヲ徵收スル事ト爲スコトヲ其筋ノ認可ヲ得タリ然レテ大正參年度徵收經費ハ營繕費ヲ合ヒ實ニ六百二十八圓余ナリ茲ニ記シテ諸氏ノ勞ヲ感謝スルト云コト爾リ

内務省御編纂神社要務ノ内

神域の整善

(一) 殿舎の配置

本殿の構造は自ら祭神に依りて定まり拜殿其他附屬建物の構造配置は互に相調和するを要す本殿拜殿等重要なる建物の附近に倉庫(土藏)及戦利品又は消防器具格納所參拜人休憩所等の如き直接祭祀に關係なき建物の存するは神域を俗化し森嚴を損ふの嫌あるを以て新設の際は特に其位置に注意すべく又右の如き建物の外湯殿便所等に付ては境内の正面より見透し得ざる様適當に植樹をなし目隠しを施すを可とす又社務所の如き常に火を用ふる建物にありては火災豫防上社務に支障なき限り新築改築の場合は成るべく社殿と遠距離の場所を選定すること肝要なり

(二) 神苑及境内

神苑新設の場合は勿論常に其の俗化せざらんことを期すべし例へは芝生地の上に築山泉水等を設け奇石を蒐め花卉の類を駢植し妄りに鳥獸を飼ひ四阿屋及燈籠を配する等一見普通庭園の觀あるが如きは却て社頭の尊嚴を損し天然の風致を壞す場合尠からざるを以て是等に就ては充分考慮を加へ殊に境内森林との調和を圖り成るべく人工的施設を避け自然の地形風物を利用するに努むべし參拜者の社頭に詣て其の森嚴に接し畏敬の念を起して自ら襟を正さしむる所以のものは實に境内の建物神苑樹木等萬般の秩序の整然たるに因らずんばあらず然れば古來の神域には漫りに人工を加へず自然

の風致に随ひて深遠の趣を保つに努むべし苟くも運動場遊園地動物園等に類する設備の如き境内地に於ては勉めて之を避けざるべからず神社の風致は常に境内のみならず境外に付ても十分なる注意をなすべし風致及び防火上必要なる部分は經濟の許す限り之を買収し或は寄附せしむるに努むべし事情許さざる場合は保安林の編入を公に請ひ以て社頭の森嚴と安全とを期する所なかるべからず

境内の植樹

境内の風致を保つには社殿と相俟ち樹木の大切なる言を俟たざる所とす伊勢神宮の域内に亭々たる老杉の林立して敬虔の氣自ら人に迫るものあるを見れば誰か境内の植樹に留意せざるものあらん況や境内風致の俄に整善を期し難きを知らば常に植樹經營に意を致し一意森嚴なる風致を保つことに努めん古來の名木老樹は専ら之が保護の方法を講し森嚴を保つに必要な地域の植樹には努めて常盤木を以てし自然に幽玄深遠の趣を保たしむべきものとす又多くの山林を所有する神社にありては之が専門家の調査を請ひ或は之に托する等其の經營を誤ざるに努むべきものとす

災害の豫防

古來著名なる神社の火災の爲め可惜殿宇を烏有に歸せしめ或は寶物重器にして賊手に冒されたるもの尠なからず固より不測の天災は止むべからずと雖火災盜難の如きは周到なる警戒と嚴密なる取締

どに依りて或は之を未發に防遏し或は大事に至らざるに之を止むことを得べし例へば社務所炊事場湯殿等火氣を用ふる場所に不燃質材料を使用するが如き或は燈油に火止油を用ふるが如き其の注意の一端となすべし

防火設備として防火用水道消火栓を敷設し其他唧筒消火器の類を備ふるを要す随て時々之を點檢して故障の有無を調べ又地方の青年團體在郷軍人團等との聯絡を保ちて神社專屬の消防隊を組織し或は馳付け人足を定めて消防の練習を行はしむる等萬一の場合に違算なからしむべきなり又往々にして神社が類焼の厄に遭ふもの尠からされは人家に接近せる神社は珊瑚樹の如き火防樹を栽植し或は一區域を限りて屋上制限の法を講ずる様當局者に懇請する等常に留意する所なかるべからず

盜難の防備は一に注意の如何に歸す即ち宿直員不寢番の制を設けて交替嚴密に警戒する所あるべし或は經濟の許すに於ては請願巡查を特設し又便宜法としては公に請ふて神社附近に交番を設け或は所管警察署に交渉して境内を其の警邏區域に編入する等適當の處置なりとす此の如きは常に火災盜難等災害に對する警戒たるのみならず亦風致取締上頗る必要のことなりとす

324
436

大正四年二月廿三日印刷
大正四年二月廿五日發行

編輯兼
發行人 古屋春海

山口縣吉敷郡山口町道場門前第九番地
印刷人 大津いわ

同
印刷所 山口響海館

324

436

終